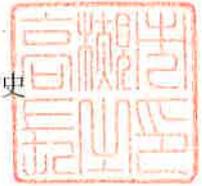


高総法第452号
令和7年9月4日

高槻市行政不服等審査会
会長・松本 和彦 様

高槻市長 濱田 剛史



高槻市行政不服等審査会への審議事項について（諮問）

高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第4号及び高槻市行政不服等審査会規則第2条の規定に基づき、下記の件について御審議いただきますよう諮問します。

記

- 1 諮問件名 高槻市情報公開条例の一部改正について
- 2 条例の関係規定 高槻市行政不服等審査会条例第5条第1項第4号及び高槻市行政不服等審査会規則第2条
(高槻市情報公開条例の改正に関する事項)
- 3 諮問課 総務部 法務ガバナンス室
- 4 諮問内容 別紙諮問書のとおり

諮問書

規則第2条の規定に基づく情報公開条例の改正に関する事項

諮問件名	高槻市情報公開条例の一部改正について
諮問課	総務部 法務ガバナンス室
目的・理由	<p>本市の情報公開制度は、公文書の公開を請求する権利を保障し、市の保有する情報の一層の公開を図ることにより、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民の市政への参加を促進し、市政の公正で効率的な執行を確保し、もって地方自治の本旨に即した市政の発展と市民の知る権利の保障に資するよう努めてきたところです。</p> <p>現在の本市情報公開条例では、公務員等の職務の遂行に係る情報については、職・氏名・職務遂行の内容に係る部分を公開しているところですが、昨今、本市において情報公開請求等で公開した公文書をインターネット（SNS やブログ、匿名掲示板等）上にアップロードし、公文書に記載された職員の氏名を名指しで批判する事例や職員の氏名に着目したやり取りが行われる事例が発生しました。</p> <p>市の保有する情報の公開を図ることにより、市民への説明責任を果たす必要がある一方で、公開を受けた者による公文書の利用方法によっては、職員個人の私生活にまで影響を及ぼすおそれがあります。</p> <p>そこで、職員個人の権利、利益が不当に害されるといった事態を防止し、職員が委縮することなく公務に従事できる勤務環境を確保するため、情報公開条例を改正し、公務員等の情報のうち「氏名」の原則公開を見直し、原則非公開とするよう検討するものです。</p> <p>つきましては、条例改正に関して専門的見地から御意見をいただきたく、条例第5条第1項第4号及び規則第2条の規定により、高槻市行政不服等審査会に諮問するものです。</p>
関係資料	別紙1 条例改正新旧対照表 別紙2 手引改正新旧対照表

高槻市情報公開条例中一部改正について

改正後	現行
<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報</p>

方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分。

該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。
ただし、当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員等の個人の権利益が不当に害されるおそれがある場合にあっては、当該氏名に係る部分を除く。

高槻市情報公開制度の手引（改訂版）中一部改正について

改正後	現行
<p>「ただし書ウ」</p> <p>1 ただし書ウは、公務員の職務遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職務遂行に係る情報である場合には公務員等の氏名を除き、その職名と職務遂行の内容については開示しようとするものである。</p> <p>2 「公務員」とは、広く公務を遂行する者を含むものであり、一般職、特別職、常勤又は非常勤を問わず、国及び地方公共団体の全ての職員のほか独立行政法人の役員及び職員が含まれる。また、公務員であった者については、公務員であった当時の情報が適用される。</p> <p>3 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、公務員の住所、生年月日、健康状態、休暇取得等、職務の遂行と直接関係のない情報は該当しない。</p> <p><u>公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、高槻市情報公開条例の一部を改正する条例（令和7年高槻市条例第 号）による改正により、本号ただし書アの規定により開示又は不開示を判断することとなった。例えば、課長級以上の職員等については人事異動情報を提供するなどにより当該職にある者の氏名を明らかにしているような場合については、慣行として公にされていると解される。また、附属機関の委員の氏名及び役職名については、透明かつ公正な会議の運営を図るため、従来から慣行として公にされている。</u></p>	<p>「ただし書ウ」</p> <p>1 ただし書ウは、公務員の職務遂行に係る情報のうち、公務員の職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報について、非公開とする個人情報から除外することを定めたものである。</p> <p>2 「公務員」とは、広く公務を遂行する者を含むものであり、一般職、特別職、常勤又は非常勤を問わず、国及び地方公共団体の全ての職員のほか独立行政法人の役員及び職員が含まれる。また、公務員であった者については、公務員であった当時の情報が適用される。</p> <p>3 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報をいい、公務員の住所、生年月日、健康状態、休暇取得等、職務の遂行と直接関係のない情報は該当しない。</p> <p>4 「当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより、当該公務員等の個人の権利利益が不当に害されるおそれがある場合」とは、公</p>

務員の氏名を公開することにより、個人の私生活その他の正当な権利利益が害されるおそれがある場合をいう。

【「ただし書ウ」に該当する公務員の情報の具体例】

- (1) 起案文書の職員の職及び氏名
- (2) 出張命令簿の職員の職及び氏名
- (3) 附属機関の委員の氏名及び役職名
- (4) 出張や視察に関する復命書の職及び氏名
- (5) 会議に出席した公務員の職及び氏名